

引越しに関する契約にご注意を！！

ケース1：引越し時の廃品回収業者とのトラブル



粗大ごみを出そうと思い、投げ込みチラシで知った業者に電話をした。料金を聞いたが「見ないとわからない」と言われ、来てもらった。自転車・ストーブ・布団などを次々にトラックに運び込み、20万円を請求された。強引で断れずお金を払ってしまったが高すぎる。返金してほしい。

ケース2：引越し時の損害



引越しをして到着してから荷物を解いたら、鏡台の鏡にヒビが入っていた。そのことを作業スタッフに話をしたら、後で責任者から連絡させますと言って帰った。連絡がないので電話をかけたがいつも責任者がいない。早く弁償してほしい。

アドバイス



ケース1の場合

もともと廃棄物の収集、運搬処理をする業者は区市町村の一般廃棄物処理の許可が必要です。ケース1の業者は家庭での不用品をリサイクルする場合は許可などが必要でないことを根拠に営業しているものと思われます。しかしリサイクルであれば、消費者から不用品を買い取るはず（その場合は古物商許可が必要）。また何の説明もなくトラックに運び込んでから料金請求する点など問題です。回収業者に不審な点があったときは廃棄物対策課(620-7458)に相談してみましょう。

ケース2の場合

一般的に引越業者は国土交通省が定めた「標準引越運送約款」という契約ルールを使用しています。この約款には滅失・き損の場合は直接生じた損害を賠償することになっています。損害の請求は荷物の引渡から3か月以内となっていますので、できるだけ早く荷物を開封し、紛失・損傷があった場合は引越業者に損害賠償してほしい旨を電話だけでなく内容を記載した書面で申し出てください。修理ができる物については原則修理、修理不能であれば同等品との交換、それも無理であれば経年劣化等を考慮した時価の賠償となります。

(東京都 東京暮らしWEB HPより一部引用)

お困りのときは八王子市消費生活センターまでご連絡ください！！

「多重債務110番」無料弁護士相談



市内在住・在勤・在学の方を対象に弁護士相談「多重債務110番」を実施します。なお、相談時間はひとり30分以内、事前予約制、先着順で4名まで受け付けます。

期 日	時 間	会 場	予 約 受 付
3月5日(月)	14:00~16:00	八王子市消費生活センター	2月15日(水)から 電話で八王子市消費生活センターへ
3月6日(火)	14:00~16:00	八王子駅南口総合事務所	

☆「多重債務」のご相談は、消費生活センターの消費生活相談でもお受けしています。ご相談は、電話又は来所(ただし、3月6日(火)を除く。)で消費生活センターへ。

特別相談「若者の消費者トラブル110番」

市内在住・在勤・在学の29歳以下の方を対象に、SNSを使用したネットワークビジネス、契約などの消費トラブルに関する相談を電話や来所でお受けします。



期 日	相 談 時 間	相 談 場 所
3月12日(月)	9:00~16:30	八王子市消費生活センター
3月13日(火)		

上記、相談の予約受付・相談は、

電話042-631-5455へ

八王子市消費生活センター

相談専用電話：042-631-5455

- 相談時間 ➤ 午前9時～午後4時30分
- 相談日 ➤ 月曜日～土曜日(祝・休日、年末年始を除く)

*相談は無料、秘密は厳守します。
*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。
*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。



- 問い合わせ ➤ 電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025
〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

※ご相談は、電話又は来所でお受けしています。
FAXではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせはFAXでもお受けしています。